

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民年金事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密の保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県高梁市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	・国民年金法(昭和34年法律第141号)第6条の規定に基づき、個人番号が記載された請求書等の受理等に係る次の法定受託事務を行う。 ①国民年金被保険者の資格取得、喪失等の届出事務 ②保険料免除、納付猶予等申請の受付事務 ③裁定請求事務
③システムの名称	・国民年金システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・年金申請・届出ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政情報係(TEL0866-21-0209)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高梁市松原通2043番地 市民生活部市民課健康保険係(TEL0866-21-0258)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や廃棄において、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類や電子データは施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・廃棄する際は焼却もしくは細断し、個人情報が外部のものに見られないように処理している。 これらの対策を講じていることにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	国民年金法に基づく法定受託事務により、国 民年金にかかる資格・給付等各種申請、保険 料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求 の受理・事実の審査・報告等の事務を行う。 (以下略)	国民年金法(昭和34年法律第141号)第6条 の規定に基づき、個人番号が記載された請求 書等の受理等に係る次の法定受託事務を行 う。(以下略)	事後	主務省令の改正に伴う変更 であり、重要な変更には当た らない。
平成29年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 5月31日法律第27号)(以下「番号法」とい う。) ・番号法第9条第1項 別表第一の31の項	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5 月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の31の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号)第24条の2	事後	主務省令の改正に伴う変更 であり、重要な変更には当た らない。
平成29年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報 連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	事前通知事項に当たらないた め
平成29年1月31日	I 関連情報 8. 連絡先	市民生活部市民課戸籍住民係	市民生活部市民課戸籍係	事後	事前通知事項に当たらないた め
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	市民課長 戸田 隆弘	市民課長 村原 幸司	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(所属長)
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	市民課長 村原 幸司	市民課長 森 昌士	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(所属長)
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5 月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 番号法第9条第1項 別表第一の31の項 (略)	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5 月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表46の項	事後	番号法改正に伴う項目の追 加・削除
令和7年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	市民課長 森 昌士	市民課長	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(所属長)
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	高梁市松原通2043番地 市民生活部市民課 戸籍係(TEL0866-21-0252)	高梁市松原通2043番地 市民生活部市民課 健康保険係(TEL0866-21-0258)	事後	事前通知事項に当たらないた め
令和7年4月1日	I 関連情報 9.規則第9条第 2項の適用		(適用なし)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 8.人手を介在さ せる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.最も優先度 が高いと考えられる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加